

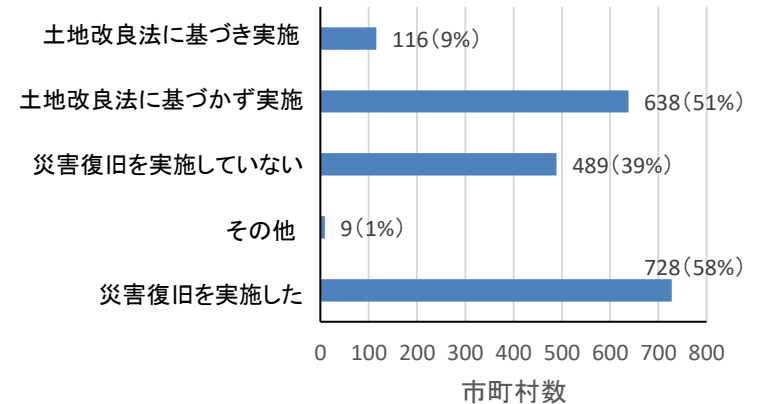
(参考) 実態調査の結果概要①

○市町村営の災害復旧事業の実施状況及び手続き見直しの方向性に関する実態調査を実施し、概要は以下のとおり。

(注1)全市町村を対象にアンケート方式による調査を実施(調査期間:令和3年9月10~30日、回答数:1,255市町村、調査対象年度:平成28年度~令和2年度の5年)。(注2)結果概要において、単位のない数字は市町村数。(注3)複数回答や無回答の関係で、各選択肢の回答数の計は回答市町村数に合わないことがある。

■災害復旧事業の実施状況(複数回答可 ※実施件数は任意回答)

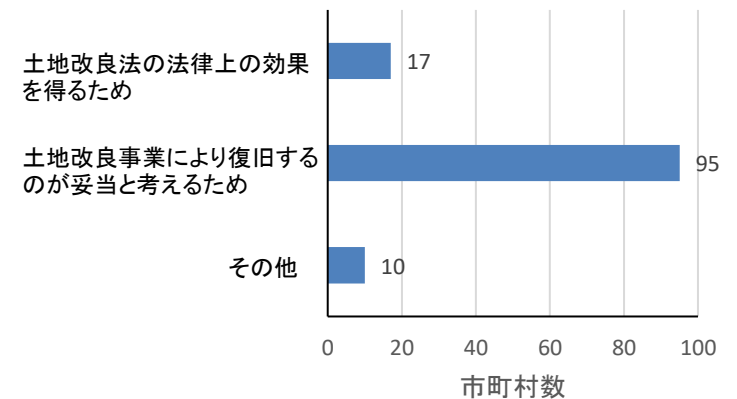
- ①土地改良法に基づき災害復旧事業を実施 116
※実施件数 4,059件(うち国庫補助事業 2,644件)
 - ②土地改良法に基づかず災害復旧事業を実施 638
※実施件数69,003件(うち国庫補助事業33,834件)
 - ③災害復旧事業を実施していない 489
 - ④その他 9
- 【その他の内容】
①②のどちらか判断がつかない等
- *災害復旧を実施した市町村(①又は②を選択) 728



■土地改良法に基づく災害復旧事業を実施した116市町村について

□土地改良法に基づく災害復旧事業とした理由(複数回答可)

- ①制度的には、事業に同意しない者を参加させて事業を実施できる等、土地改良法の法律上の効果を得るため 17
 - ②土地改良施設は土地改良法に基づく土地改良事業により復旧するのが妥当と考えるため 95
 - ③その他 10
- 【その他の内容】
・農用地は土地改良事業により復旧するのが妥当と考えるため。
・県からの指導による。 等



■土地改良法に基づく災害復旧事業を実施した116市町村について

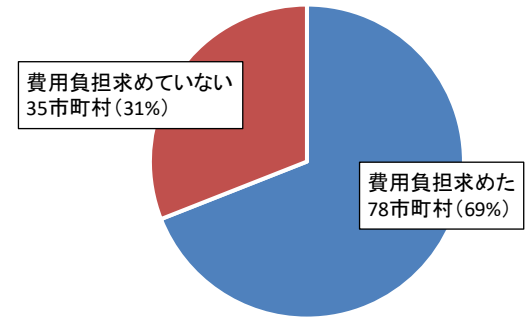
□受益者負担の有無

①費用負担を求めた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

【理由の概要】

- ・個人所有の農用地が災害復旧の対象の場合、公共物の復旧として扱っていないため、あくまでも受益者負担により行うこととしている。
- ・土地改良区等が受益者より賦課金等を徴収して運営している土地改良施設については、土地改良区が事業主体として復旧を行う事が可能であるため、市が行う場合は一部負担を求めている。
- ・条例で定めているため。 等

②費用負担を求めているいない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35



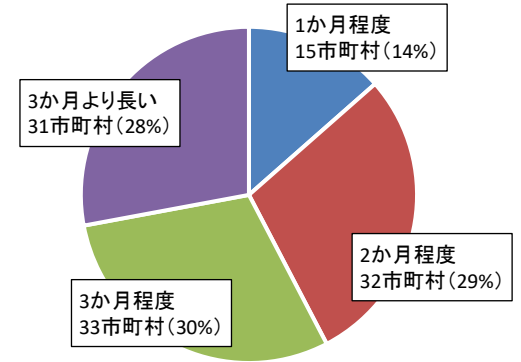
□災害発生日から応急工事計画の決定に係る議会の議決までの期間

① 1か月程度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

② 2か月程度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

③ 3か月程度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

④ 3か月より長い期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31



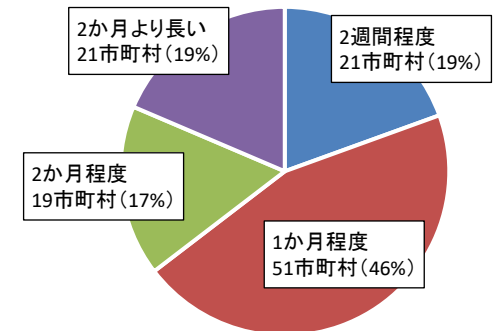
□議会議決の手続きの期間

① 2週間程度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

② 1か月程度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

③ 2か月程度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

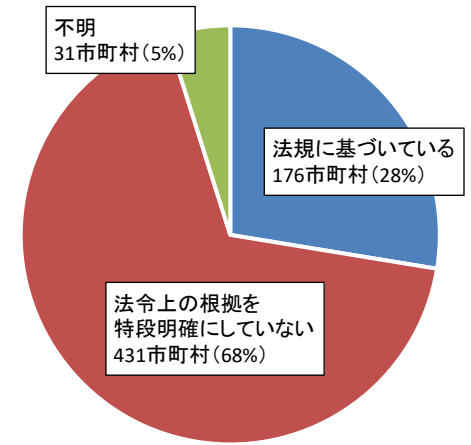
④ 2か月より長い期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21



※各グラフの割合は、無回答を除いたもの

■ 土地改良法に基づかない災害復旧事業の根拠法規

- ①何らかの法規に基づいている 176
 【法規の具体例】
 条例、要綱、首長専決処分、暫定法等
- ②法令上の根拠を特段明確にしていない 431
- ③不明 31



■ 手続きの見直し方向について

□ 応急工事計画の決定に係る議会議決を不要とすることについて

- ①特に問題は生じない 652

【理由の概要】

- ・ 議会議決に時間を要し、緊急的な災害復旧事業のプロセスに馴染まない。
- ・ 災害復旧工事は原形復旧であり、審議において意見が割れることが想定しにくい。
- ・ 国、県が行う災害復旧工事は、議会議決が必要ないのに、市町村のみ必要なのは不合理。復旧工事の予算においても議会で審議するので必要ない。
- ・ 当市町村では土地改良法に基づく、復旧事業を行っていない。 等

- ②若干の支障が生ずるが、廃止することは可能 121

【理由の概要】

- ・ 議会議決がないと負担金を求める場合の受益者の納得感を得にくい。迅速な復旧事業の実施のために議決廃止は必要。ただし復旧には予算が必要であるため議会に対する説明は別途必要。 等

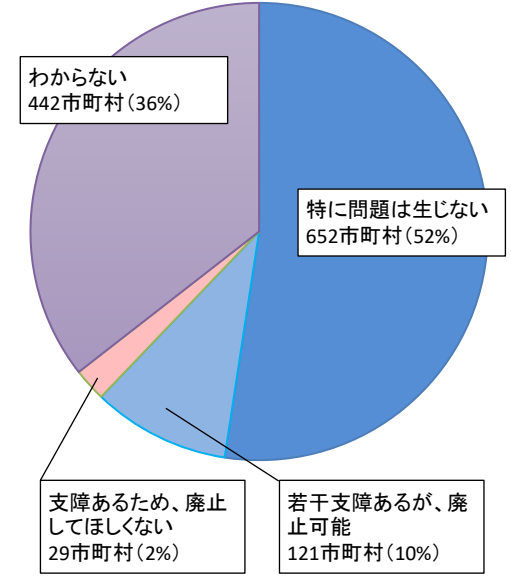
- ③支障が生ずるため、廃止してほしくない 29

【理由の概要】

- ・ 応急工事計画の決定に係る市町村議会の議決を不要としても、議会の議決を行わなければ予算配当されないため。
- ・ 手続きを見直して、費用負担を求める場合の受益者3分の2以上同意を措置した場合の方が時間を要する。 等

- ④分からない 442

【理由の概要】 ・ 土地改良法に基づく復旧事業を実施していないので判断できない。 等



19

■手続きの見直し方向について

□国・県と同様に、受益者に費用負担を求める場合は受益者の3分の2以上の同意を必要とすることについて

①特に問題は生じない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175

【理由の概要】

- ・当市が施行した災害復旧事業では全受益者の同意を得、費用徴収を行っているが特に問題は生じていない。
- ・費用負担を求める場合、計画に対する同意徴集の上工事を行う必要があることから、手続きとして位置づけても、特に問題は生じないものとする。
- ・都道府県の手続きと同様にするのが望ましい。 等

②事務の煩雑さ等若干の支障が生ずると思われるが、必要な手続きとして位置付けることはやむを得ない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342

【理由の概要】

- ・災害復旧事業は、地元農家等から復旧要望があり、その際費用負担についても説明し同意を得ていると認識。ため池などの大規模施設の復旧は、利用者が多数おり、迅速な復旧に向けては支障が出る可能性があるが、同意は必要。
- ・同意がなければ、分担金の徴収が困難。
- ・災害復旧を行うにあたって、同意の有無はしっかりと確認したい。 等

③事務の煩雑さ等の支障が生ずるため、必要な手続きとして位置付けてほしくない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338

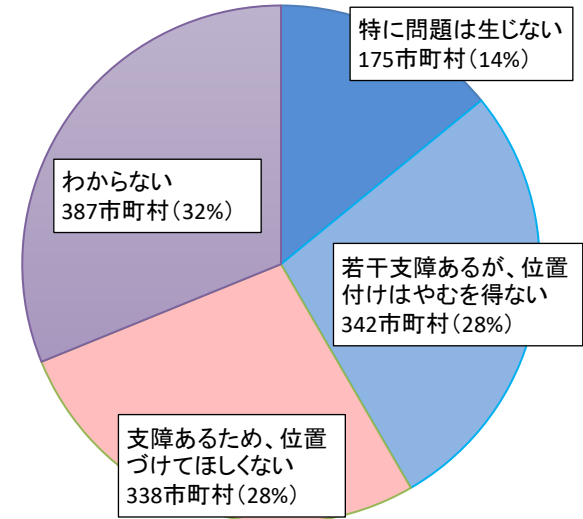
【理由の概要】

- ・同意徴集により工事着手が遅れる可能性があるため、同意徴取は事業着手後でも可能とするなど、状況ごとに対応できるようにもしていただきたい。
- ・迅速な災害復旧対応には事務の簡素化が必要であり、事務が煩雑になるのであれば必要な手続きとして位置づけてほしくない。 等

④分からない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 387

【理由の概要】

- ・当市では土地改良法に基づく災害復旧事業等の実績がない。
- ・当市では、災害復旧事業について、受益者からの費用負担を求めている。 等

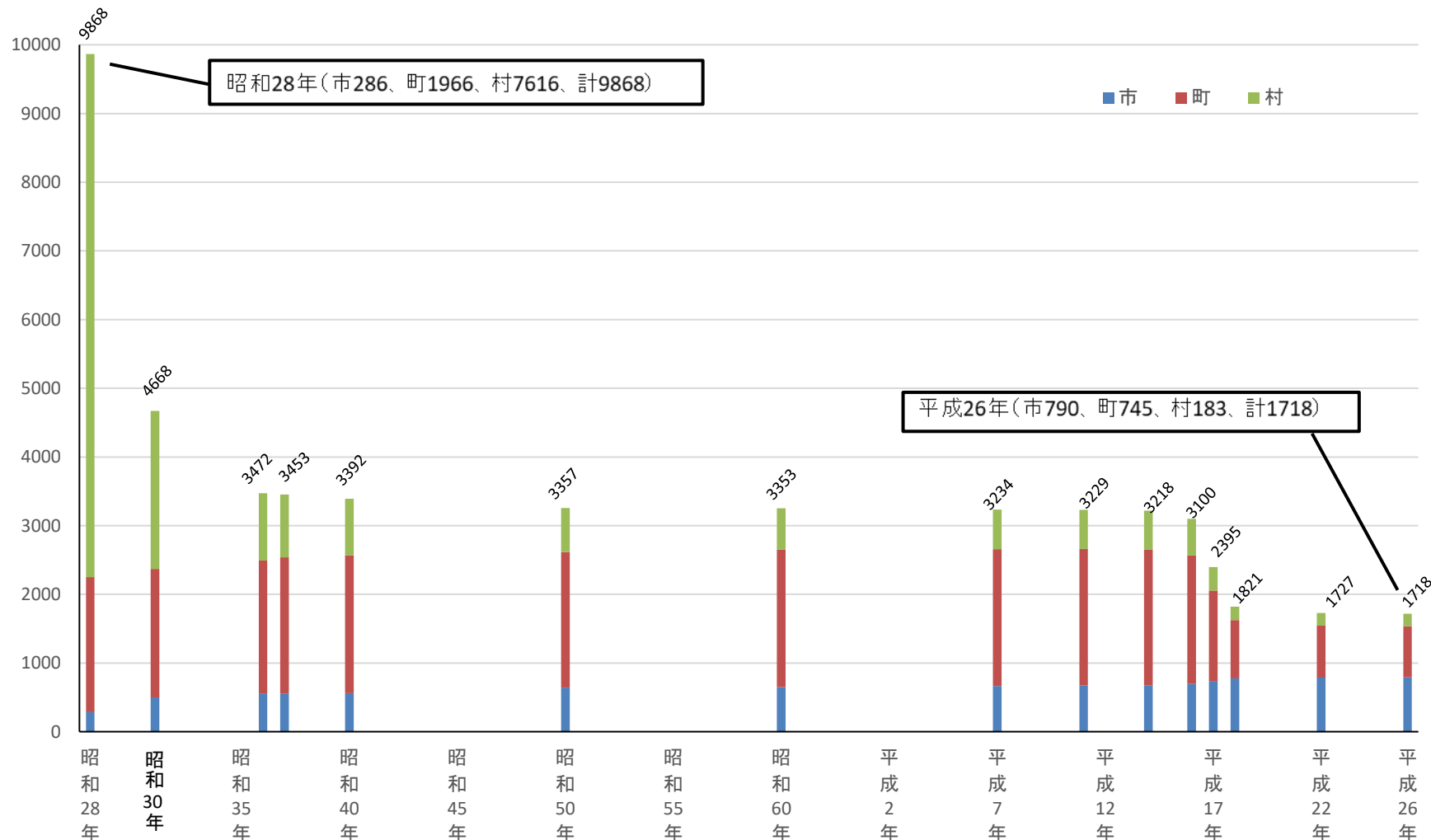


17

(参考) 市町村数の推移

○ 一方、市町村数は、市町村営災害復旧事業が創設された昭和28年の9,868から、合併により1,718まで減少し、広域化が進展。

■ 市町村数の推移



出典：総務省ホームページを基に農林水産省作成

- 災害復旧事業に対しては、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災害査定により復旧事業費を決定し、補助金が交付される。
- また、被害の拡大防止や次期作付の準備の観点から、緊急に復旧事業を実施する必要がある場合には、災害査定の前に復旧工事に着手することが可能（査定前着工制度）

■国庫補助の流れ

